

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第

卷六十三第

行發日一月三年八和昭

## 論叢

法人所得の累進課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 純生産力について . . . . . 文學博士 高田 保馬  
 ケトレー直後の英佛統計學 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

地方財政調整交付金を批判す . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

## 研究

農民離村とゴルトツ法則 . . . . . 經濟學士 八木芳之助  
 均一値段營業に就て . . . . . 經濟學士 大塚 一朗  
 中央銀行協力の發展に就いて . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

## 說苑

福岡藩育子策再論 . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎  
 漁業組合の經營 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三  
 獨逸及佛蘭西の所得税 . . . . . 經濟學士 柏井 象雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 漁業組合の經營

— 漁業組合の漁業自營に就いて —

蜷 川 虎 三

—  
漁業組合制度の改善は、水産業界に於ける多年の懸案であつた。傳へられる所によれば、現行漁業法制定の當時に於いて、既に議論があつたと云はれてゐる。併し其の多年の問題も、最近に於ける沿岸漁業の著しき衰退、漁村疲弊の深刻化に刺戟されて具體化し、當

局者に於いては、漁業法改正の意圖があり、民間には新漁業組合による漁村更正計畫の企があると云ふ機運にまで至つてゐる。

従つて、問題は、もはや漁業組合に關する現制度の改善の是非ではなく、新漁業組合を如何に經營するかと云ふことである。勿論、私自身は、當局者によつて考へられてゐる漁業組合が如何なるものであるか、之を知る由もないが、併し、從來、私の主張し來つた漁業組合制度の改正論から、必然に、新漁業組合の經營組織並に經營方法が如何になければならないか、それを問題にすることは可能であると共に、また私としては、「沿岸漁業者問題」(本誌七年八月)及び「漁業組合論」(本誌八年一月)に述べた所を補足する意味に於いて必要であると考へ、茲に簡單に所見の一端を記す次第である。

## 二

先づ初めに漁業組合制度の改正を必要とする私見を要約して置くことが便利である。<sup>1)</sup> 即ち、次の如くであ

### 漁業組合の經營

る。

- (一) 現在漁村は、漁村協同組合を必要としてゐる。
- (二) 然るに漁村には、かかる團體はなく、僅に漁業組合が存在するのみである。而も其の漁業組合は、漁村民の協同體としての性質はなく、寧ろ反つて之を妨げ従つて或意味では、沿岸漁業の衰退、漁村民の窮乏を誘致する消極的作用をもつてゐるとも考へられる。
- (三) 一派の論者は、この故に現行産業組合法による産業組合を漁村に發達せしむることにより、之が缺陷を補充せよと云ふが、産業組合には、漁村協同組合たる機能がない。
- (四) 漁村協同組合は、弱小生産者としての沿岸漁業者の性質より規定さるべく、従つて又、沿岸漁業の特質に之が規定の重點を置かねばならぬ。
- (五) 此の意味に於いて、現行漁業組合制度は改正される必要があり、新漁業組合は、まさしく漁村協同組合の性質と機能とをもつものでなければならぬ。

## 三

1) 前掲拙稿及び拙著漁村問題と對策參照。

漁村協同組合を必要とする根據は、要するに、沿岸漁業それ自體の性質が、協同的に行ふにあらざれば其の目的を達し得ざること、沿岸漁業者が社會的に弱小生産者たる地位に在ることによる。

然らば、沿岸漁業に於いて、漁業者は如何にして協同的に漁業を營むことが出来るか。これ第一の問題である。

漁業を協同に營むためには、それだけの地盤がなければならぬ<sup>1)</sup>。換言すれば、一定の組織があり機關があつて、漁業者をして協同せしむるだけの機能をもつことが必要である。而して此の機能は、かかる協同組織體が自ら漁業經營の主體となり、漁業者に對し、經營的見地から漁撈の機會を分配すると共に、漁獲物の商品化の目的を達し<sup>2)</sup>、其の収益を保證することによつてのみ實現することが可能である。ゆゑに漁村協同組合が必要とされる限り、それは、かかる機能をもつものでなければならぬ。所謂「漁業組合の自營」<sup>3)</sup>が必要とされる所以である。

併し、かかる機能を組合がもつことは、漁業者の獨立生産者たる地位を奪ふものであると懸念されるが、それは考へやうで、沿岸漁業そのものが、各個の漁業者の孤立或は對立的經營を許さぬものである以上、協同するの他はなく、協同すると云ふことは、一面に於いて、自己の自由を制限することであるから、その限りに於いては、いかにも獨立生産者たる地位を失ふやうであるが、かかる協同により、沿岸漁業が維持され發展されて組合の収益が大となれば、組合員の享受する利益も増進し、本來、漁業を營む目的に適ふこととなるであらう。

たゞ問題は、かくの如き漁村協同組合が、組合員たる漁業者に、其の漁業經營の方針に従つて漁撈の機會を與へること、其の収益を保證することである。先づ前者に就いて問題にするが、これがためには、組合に屬する沿岸漁場に於ける漁業經營方針を確立することである。此の方針に従つて、技術的に必要なる漁撈を、組合員たる漁業者をして行はしめる。漁撈機會の

1) 従來は其の地盤なくして、單に漁業者の自覺或は法規的取締を唯一の手段とした。

2) 漁業の生産過程は、「漁撈—漁獲物の商品化」である。

3) 漁業組合制度の改正に就いて要望される點は、漁業組合の漁業自營及び組合員の出資制度である。

均等化をはかることは重要である。従つてこれがために、組合に相當する所の沿岸漁場が保持されることが必要であり、現在の漁業權制度は、此の組合制度に照應して改正される必要があるが、いまは其の問題に觸れない。

かかる組合の經營に於いて、過剩勞働及び不足勞働を如何にするかの問題が生ずる。過剩勞働は一方に於いて沖合或は遠洋漁業に仕向け、他方に於いて、漁業設備及漁場の維持のために、或は他の組合と漁撈の交換を行ふ。是に於いて、漁業上、組合相互間の緊密なる聯絡が重要とならざるを得ない。若し、かくの如くすれば、組合員たる漁業者は其の漁撈の機會即ち働らく機會を失ふものではなく、而も漁場の保護涵養を圖ることが可能となるであらう。

併し、假令技術的に漁撈が理想的に行はれても、若し漁業者の収益が確保されるものでなければ、漁業者にとつて組合の實益はない。収益確保の方法は、漁業者をして種類を異にする漁撈の機會乃至は勞働の機會

を與へること、生産手段としての漁撈手段を修繕或は購入するに當り費用を節減し得ること、漁獲物の商品化を有利ならしむることに在る。第一は先に述べた漁撈機會の分配の問題に關し、第二は共同購買、第三は處理、加工、貯藏に關する共同施設及び共同販賣によるべきものであるから、組合が漁業經營主體たる以上之が機能を果すことは可能である。

問題となるのは、組合員と組合との關係である。此の場合、一應、組合員は其の漁獲物を組合に提供する義務を負ひ、組合は、之に對し収益を分配すると云ふ關係をとるべきである。實際の取扱としては、各個の組合員の漁獲物の販賣高から販賣費（販賣經費及販賣手数料）及び漁業費を控除したるものを組合員に分配すべきであらう。茲に私の謂ふ所の漁業費とは、各個の組合員の平均漁獲高（漁獲價額）を越ゆる額に對して一定率を以て課するものであり、販賣手数料と共に組合の收入を成すものであるが、之によつて組合員の漁業収益を或程度まで均等化すると共に、組合の經營費に

1) 前掲出稿沿岸漁業者問題參照。  
2) 沖合或は遠洋漁業に對する組合の職能は補助的であつて充分である。

當てることが出来る。組合が自營することに就いて、憂慮する者は、組合の自營によつて、漁業者から漁業を奪ふと云ふ點であるが、組合が、漁撈機會と収益との兩者の分配方法を講ずる限り、かかる問題は起る餘地がなく、組合が漁村協同組合たる限り、此の兩者を相互の關係に於いて解決することを前提としてゐるのである。

現在の漁業權制度の下に於いて、組合自營の範圍を定置漁業、區劃漁業のみならず、専用漁業にまで及ぼすか否かに就いては議論があらう。併し専用漁業に就いて反對する者の見解は、組合が漁業者の利益を犯すと考へる所の上記の理由に基づくもので、漁村協同組合の性質と機能を充分に解せざるものである。寧ろ専用漁業に従事する漁業者は組合自營によつて其の利益を増進すべく、反つて組合自營の名の下に、定置漁業などによつて自分達だけ利益に與らうとする漁業者が不平であらう。たゞ實際問題として組合自營の訓練の進むまで、自營の範圍を限定すると云ふならば、それ

は經營技術上の問題で自ら別である。論者は多く此等を混同してゐるのである。

#### 四

以上に述べたるが如く、漁業組合を改善する基準は私の謂ふ所の漁村協同組合であり、その限りに於いて問題となつてゐる「漁業組合の自營」は當然認められなければならぬ。而して之がためには、漁業組合が沿岸漁業經營の方針を確立することが必要であることは論を俟たぬが、その方針の規定の下に、漁撈機會及び収益の分配方法が講ぜられる必要がある。而して、之が實現の前提として、漁業權制度の改正、漁業組合の聯絡統制、組合經營諸施設の充實がなければならぬ。

此等のためには、組合經營の資金がなければならぬが、現在の漁業組合には其の資金がない。そのために「漁業組合の出資制度」が問題になつてゐる。出資制度を採ることは、組合資金の充實の意味ばかりでなく、組合の結成を強化する意味に於いても重要なことであり、漁村協同組合の性質上、當然の要件である。併し

沿岸漁業者の現在に於ける状態は、小額の出資をも困難とする事情に在らしむるから、出資方法並に出資に對する収益分配方法の如きは充分に研究する必要がある。

併し之のみを以て組合資金を賄ふことは出来ないから、組合統制の機關たる漁業組合中央會と共に漁業組合中央金庫を設置するか或は其の他の金融機關によるか。何れにしても漁村協同組合に對する國家的補助を圓滑ならしむる施設を必要とするであらう。此等の點に就いては、次の機會に、専ら出資制度を中心にして漁業組合の組織及び經營の問題に就いて卑見を述べ、本文の問題とせし所と併せて、漁業組合の經營全般の問題に及びたいと思ふ。